

Bangladeshにおける女性に対する暴力と「ジェンダーと開発」の展開 : ある「草の根」女性運動家の語りから

著者	池田 恵子
雑誌名	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会・自然科学篇
巻	61
ページ	1-16
発行年	2011-03
出版者	静岡大学教育学部
URL	http://doi.org/10.14945/00005658

Bangladeshにおける女性に対する暴力と「ジェンダーと開発」の展開

：ある「草の根」女性運動家の語りから

Violence against women and 'Gender and Development' in Bangladesh

: From a 'grassroots' feminist's narratives

池田 恵子

Keiko IKEDA

（平成22年10月6日受理）

1. はじめに

本稿で紹介するのは、Bangladeshの一地方小都市周辺の農村で、暴力を受けた女性を支援する一人の女性の語りである。筆者は、2008年2～3月に調査活動のためにBangladesh南東部のCox's Bazar Zila, Chakaria Upazilaに滞在した。そこで、暴力を受けた女性が適切な医療・司法・保護サービスを受けられるよう支援している女性と出会った。名前をサビナといい、Anondという女性組織の代表である¹。Bangladeshでは、開発事業に従事するNGO職員や公務員または女性運動家の大半が比較的高い階層の出自と学歴を持つ。僻地農村の小作農兼日雇い労働者の娘に生まれ高い学歴もない女性運動家の語りを一次資料として提示することが本稿の目的である。同時に彼女の経験を通して、女性に対する暴力をより実態に即して理解し、グローバルな課題として「ジェンダーと開発（以下GAD）」²が村落レベルに展開したこととの関係を検討する端緒が得られると考えている。

1-1. Bangladeshの「草の根」女性組織または「草の根」フェミニスト

まず、たった一人の女性を取り上げ、その語りに注目する理由を説明したい。Bangladeshにおける女性に対する暴力への取り組みは、首都ダカを中心とした大都市に基盤をおく女性団体、NGO、官僚、研究者、ジャーナリストらに主導されてきたとあってよいだろう。1971年の独立以降1980年代までに、Women for Women、モヒラ・ポリショッド (*Mahila Parishad* : 女性会議)、ナリポッコ (*Naripaksha* : 女性の側)、UBINIG (代替的開発政策研究所)、ショブタグラム (*Saptagram Nari Swanirbar Parishad* : 七村の女性たちの自立運動)、ニジェラコリ (*Nijera Kori* : 自分たちです)、BNWLA (Bangladesh女性法律家協会) など、今日Bangladeshの女性運動を代表する団体が相次いで設立された (Hossain 2004 : 53-55)。これら女性団体は、世界女性会議や国連女性差別撤廃条約 (CEDAW) をめぐる国際社会や援助機関の動向とも連動しつつ、当初から女性に対する暴力への取り組みを最優先課題の一つとして、研

究、出版、アドボカシー活動を行ってきた (Jahan 1995 : 101)。1980年代までは、まず暴力の現状と暴力が発生し容認される社会的経済的構造、すなわち家父長制的価値観と婚姻形態 (持参金や重婚、早婚を含む)、社会規範や性別役割分担、農村の社会組織と権力関係、警察・司法制度の問題点などの説明が中心的な活動であった³。

1990年代以降、女性に対する暴力をめぐる取り組みの焦点は、実態把握と構造理解から、解決を模索する実践へと移る。すなわち、構造からエージェンシーへ、また構造を変革するプロセスへと焦点は移行した (Kabeer 2010 : 80)。これは、設立当初から農村で活動を行ってきたショプタグラムやニジェラコリを例外として、大都市ベースの女性団体が農村に活動の基盤を持ち始めたことを意味する。農村における活動の基盤とは、言うまでもなく急増したNGOや住民組織⁴である。特定地域で活動するNGOや住民組織と連携することによって、またはそれら組織間のネットワークを築くことを通して、女性に対する暴力の解決が模索されるようになってきたのである。そのようなネットワークの代表的な例は、2004年から始まったWe Can (We can end all violence against women Campaign)⁵であり、We Can 連合として約130の地域NGO・住民組織がウェブサイト上に確認できる。その推進委員会には、モヒラ・ポリショッド、Women for Women、ナリポッコなど主要な女性団体が、政府女性子ども省や国連機関 (UNDPなど)、国内・国際NGO (BRAC、CARE、Action Aidなど) と共に名を連ねている。また、サビナの語りに現れるドゥルバル・ネットワーク (Doorbar Netorork) は、ナリポッコによって築かれた地方女性組織のネットワークであり、550組織が参加している。

各地域に生まれた住民組織やNGOが、暴力を受けた女性たちを支援する体制は、実体として既に存在する。その体制は、サビナのように直接女性たちを支援する無数の地域在住の人々から成る。しかし、これまで被害者女性が一番近くで支援してきた人々の声は、あまり報じられてこなかった。彼ら／彼女らが、暴力を受けた女性を支援する経験からどんなエピソードを取り上げ、どう語るのか。女性に対する暴力という事象を、これまで取り上げられることが少なかった末端の支援者の視点から描くことで、暴力とその構造をより実態に即した形で浮き彫りにすることが、本稿の目論見である。

バングラデシュで開発事業に従事する大半のNGO職員や公務員または女性運動家と比較するならば、サビナの出自や学歴—詳細は次節にサビナ自身の語りとして示す—はかなり低い。バングラデシュの教育制度は、初等教育5年、中等教育5年で、ここまで終了したところでSSC (中等教育修了認定試験) を受け、合格すると2年間の高校教育に進む。その後HSC (高等教育修了認定試験) にも合格すると大学入学資格が与えられる。2001年人口センサスによると、5才以上人口に占める中等教育修了までの学歴保持者は16.7% (男性17.2%、女性16.2%)、SSCとHSCの保持者を合わせた比率は7.7% (男性9.8%、女性5.5%)、大卒以上の学歴保持者は1.7% (男性2.6%、女性0.7%) に過ぎない (BBS 2003 : 15、51、73より筆者算出)。

バングラデシュにおける女性に対する暴力に関して、1980年代以降に盛んに調査研究・言論活動を行ってきた活動家たちは、非常に高い階層の高学歴の女性たちに限られていた。例えば、ショプタグラムの創立者ロケヤ・ラーマン・カビールは、英領インド政庁の官僚の娘としてカルカッタに生まれ、イギリスで歴史学の博士号を取得し、バングラデシュの女子高等教育に携わった経歴を持つ。今日、開発NGOや省庁のダカ本部事務所で働くのは大学・大学院レベルの教育を受けたエリートであり、開発行政機構の末端に位置する郡 (*Upazila*) の支部事務所においても管理職や中間技術者の学歴は高い。例えば、ある調査 (Goetz 2001 : 117) によると、

BRACの郡支部マネジャーの60%（男女とも）が修士卒、残りが大卒である。末端の職階であるフィールド・アシスタントでは、男性の約90%、女性の約80%がHSC合格者であった。また、政府農村開発局（BRDB）の出先機関である郡農村開発事務所では、所長に当たる郡農村開発官（URDO）は、男性の約40%が修士卒、約60%が大卒、女性では約70%が修士卒であった。末端の職階であるフィールド・オーガナイザーでも、男女共に70%が大卒であった。

これまで女性に対する暴力やGADについて専ら語ってきた高学歴で階層的出自も高い人々とは異なる場所から、サビナの語りは発せられているのである。

1-2. 女性に対する暴力と女性の状況をめぐる変化

さて、女性に対する暴力は世界中で見られるものであるが、バングラデシュにおけるその深刻さは長年指摘されてきたとおりである。強姦、DV（ドメスティックバイオレンス）、持参金強要、酸攻撃⁶、「フォトワ」⁷などさまざまな形態の暴力、殺人、暴力を苦にした自殺が、現地のメディアで紹介されない日はない。警察への届出数は、年間約1万3,000件から1万8,000件で推移している（2002～2007年）（BBS 2009：157）。この数には、人身売買や誘拐は含まれていない。また、届け出られない事件も含めた実際の発生件数は桁違いに多いと推測される。国際下痢症研究所は2001年に1,329人の農村在住既婚女性（15-49歳）を対象にDVに関する調査を行った。身体的暴力に限定しても、過去に夫から暴力を受けたことがある女性は41.7%に上った。その66.2%は誰にも相談せず、医師・警察・地域の有力者・NGOなど公の制度に助けを求めたことがある人は延べ6.3%にすぎなかった（Naved *et al* 2006：2292-6）。また同研究所は、殺人と自殺による死亡率（15-44歳）の長期的な動向について、長期的人口動態調査のデータ（1982～98年）を用いて分析した。その結果、疾病、不慮の事故、および妊娠や出産にかかわる女性の死亡率はこの間に劇的に改善したが、自殺と殺人による死亡率は減少していないことがわかった。自殺による死亡率は女性の方が男性より高く、女性の死因としての自殺の多さは西・北欧諸国と比較して顕著に高かった。そして自殺した女性の大半が自殺前に夫やその家族から暴力を受けていたという（Ahmed *et al* 2004）。すなわち、死亡という極端な帰結に至る女性に対する暴力だけをとっても極端に多く、改善がみられていない。

それどころか、近年バングラデシュにおける女性に対する暴力が増加しているという指摘は多い。Khan（2005）は、女性に対する暴力を従来型と新型とに分けて次のように論じる。すなわち、従来型の暴力は、持参金強要やDVなど夫や近親者によって家庭内・周辺で発生するものが多かったが、新型の暴力は家族以外の外部者によって家庭外で起こる。その背景には、躍進目覚しい輸出向け縫製業を舞台にした女性の大量労働力化とそれに伴う若年女性の都市への移住、また小規模金融などのNGO活動の対象がほぼ例外なく女性であることに起因する女性のモビリティの高まりがあるという。一方、治安全般はさして改善せず、女性が身の安全を確保できる社会は実現されていない。さらに、女性の社会進出に伴う男女間の関係性の変容を快く思わない一部の層からの反発が暴力の増加に影響しているという。

1-3. インタビュー調査の概要と語りの提示について

チョコリア郡は、NGO先進国と言われるバングラデシュの中でもとりわけ多くのNGOが活動す

ることで知られ、2008年現在、郡内のNGOと開発事業を行う住民組織は32団体を数えた。それらの大半は小規模金融機関であり、郡合同庁舎や郡警察署がある目抜き通りや街中のバザールに小奇麗な事務所を構え、その一角は別世界である。調査期間中、筆者はダカに本部を置く国際下痢症研究所 (ICDDR, B) という非営利国際研究機関の支部施設に滞在した。そこには国内外の研究機関や援助機関との共同研究が次々と持ち込まれている。チョコリア郡の開発は、BRACなど全国展開する巨大国内NGOはもちろん、海外の援助機関から直接開発プロジェクトを請け負うNGO抜きには語れない。

筆者は、チョコリア郡内NGO連絡会の加入団体リストに、グラミン銀行、BRAC、ASA、プロシカの4大NGO、HEED、カリタスなど全国展開する有名な国内NGO、国際NGOと並んで、アノンドという聞きなれない名前の団体を見つけた。筆者の調査の主題は「防災とジェンダー」であったから、災害時の男女の状況に関する情報を得ようと訪問し、代表であるサビナと出会った。その後のチョコリア滞在中も、様々な機会にサビナに会うことになった。彼女の生い立ちや活動について知るに連れ、筆者はサビナの話の聞かねばならないと確信し、サビナに女性に対する暴力について語ってもらいたいと依頼し、論文の公表についても快諾を得た。

アノンドの事務所は町外れの近郊農村への入り口にあり、周囲の民家と同じ泥壁にトタン屋根の小屋であった。最初に訪問した時、サビナは手ずからリンゴを切ってもてなし、女性に対する暴力の話になると、立ち上がってナイフを持ったまま腕を振り回して熱弁をふるった。「女性の日」(3月8日)⁸、国際下痢症研究所のキャンパスで記念行事が行われた。郡行政官 (Upazila Nirbahi Officer, UNO)⁹、郡女性問題事務所 (Mahila Bisayik Adhidaptar) の所長、BRACなど主要NGOの支部マネジャー、そしてサビナが、おそらくは郡内唯一の女性組織の代表であるという理由から招かれた。その場で、開発関係者や近所の住民からなる大勢の観客を前に、居並ぶ来賓に向かってサビナはしっかりと口調で次のように述べた。「今日この女性の日に演説すべきは、あなたたちではないはずだ。強姦された、暴力を受けた数え切れない女性たちこそ、この場で話す機会を与えられるべきであった」と。

インタビューは、2008年2月から3月にかけて3回行った。1回目はアノンドの事務所で行われた。2回目は「女性の日」の記念行事の後に国際下痢症研究所内にある宿泊施設の筆者の部屋で、3回目はサビナの活動する農村 (チョコリア郡コナカリ・ユニオン: Konakhali Union) のサビナの親戚宅で行われた。どの回も、インタビューはベンガル語で行われた。1回目と3回目のインタビューにはチョコリア郡出身の調査助手 (男性、大学生) が、2回目のインタビューには筆者の知人のインド人 (女性、英国・ノーザンプリア大学研究員) が同席した。筆者が理解できない言葉は、サビナ本人に言い換えてもらうか同席者に説明を求め、その場で解消した。1回目と2回目のインタビューは、筆者がメモをとりながら録音した。3回目のインタビューでは、主に前2回のインタビュー内容の不明箇所の確認が行われた。

ベンガル語から日本語への翻訳は、筆者自身が行った。サビナが話す方言では、子音khaがhaと、dhaがdaと発音されるなど、サビナの語りには独特の雰囲気がある。これを日本語の標準語に訳した。2, 3節で紹介するサビナの語りは、インタビューした時系列にではなく、テーマによって再構成されている。ただし、一つの小見出しの中の語りは一時に収録したもので、語りの順序には手を加えていない。この手のインタビューでは、往々にして同じ話が繰り返し話され、話題があちこち飛ぶ。重複は削除され、筆者が必要と判断した箇所には言葉を () 中に補った。各段落の冒頭に [] 中に付した番号は、考察における引用のためのもの

である。

2. サビナと女性組織アノンドの活動（サビナの語り）

ここでは、サビナが女性に対する暴力に関する活動を始める前までの生い立ち、女性組織アノンドを立ち上げるまでの女性運動家としての成長、そしてアノンドの活動内容とその彼女自身による解釈に関して、サビナによる一人称の語りの形で紹介する。

2-1. サビナの生い立ち

[1] 私は、チョコリア郡コナカリ・ユニオンのバングラバザール村 (Banglabazar gram) に生まれた。海辺の村だ。1960年に生まれた。父は農業をしていたが、(父を) 農民 (*krshak*) とは呼べない。自分の農地は持っていなかったからだ。家の立っている土地だけはあった。私が7人きょうだいの一番上で弟が2人妹が4人いる。父はとても苦勞して私たちを育てた。他人の田んぼで働き、近所の家々から呼ばれて力仕事をして生計を立てていたのだから。そんな苦勞の中でも、父は私を学校に通わせた。村に小学校があり、私はそこに入学した。財産がないから、せめて教育を与えようと父は考えたのだ。これが(経済的に) どんなに大変なことか、わかるはずだ¹⁰。それでも父は私を学校へやった。私は、(河口に広がる) 中洲 (*char*) を通って小学校へ通い、授業が終わって家に帰ったら、すぐ中洲に戻って魚を獲って帰り、母がそれを料理したものだった。

[2] 私が12、13歳のとき、父は私の結婚相手を探すように村人に頼み¹¹、私は(村人の仲介で) 同じ村の40歳の議員¹²と結婚した。結婚した後は夫の家に住んだが、13歳の娘に結婚生活の何が理解できただろう。夫の家に1年間住んだ後、夫は私を連れてコックスバザール(県庁所在地) に引っ越し、そこで魚の商売をした。私はコックスバザールに弟妹を呼び寄せ、町の学校に通わせた。夫は裕福ではなかったが、議員だったし、一日の稼ぎでその日に食べるものを買うという状況でも支援はしてくれた。今だから私も夫の経済状態がわかるが、当時はわかっていなかったわけではない。10代の娘にそんなことはわからないものだ。結婚して5年ほどたったが、私には子どもができなかった。弟妹を順番に呼び寄せて、借家住まいだった(から自分の暮らしも楽だったわけではない) けど、父母に代わって6人の弟妹に教育を授けた。妹の一人は高等学校まで修了した。結婚の面倒も見た。こうして弟妹全員が父母から独立し、家庭を持った。

2-2. 女性運動家としての成長

[3] 夫は、うまくいかなかった商売をやめ、私たちはコックスバザールを引き上げ、自分の郡(チョコリア郡) に土地を買って家を建てた。私には子どもができなかった。私にはたくさん時間があった。私だって一人の女性なのに、ああ、この世に私から生まれた命はないのだと思うと、私は落ち込んだ。私は、「人々と共にいたい。人のために何かしたい。(そうすればその間だけでも、落ち込まずにすむ。)」と考えた。カリタスのオーガナイザー (*sanghatika*) として仕事を始めた。1984年のことだ。村々を回って女性の組合を作るよう説得し、組合がで

きたら女性たちに野菜栽培、家畜飼育、子どもの栄養や病気について研修を受けさせる。この仕事をしているうち、私は自分にいろんな技能が身についてきたと感じ、勇気と自信が出てきた。(これまで自分がいた場所から) 一歩外へ踏み出したと感じた (*beriye ashte laglo*)。まず私が研修を受け、それを女性たちに教えた。(農村の女性たちと) 知識の交換もできた。

[4] カリタスの仕事が終了した後、BRACが「人々の意識化のための教育」(*samajik sacetana shiksha*) という活動を始めた。私はそのワーカーとして応募し採用された。私は、女性たちを対象に「動物は馬力があるけど何かを作り出すことはできない。だが人間社会はそれができる」ということ、古代の暮らしと現代の暮らしの違いなどから始まって、私たちの社会がどのように成り立っているのか教えた。このプログラムも1年間でおしまいになった。その後、BRACは「人権と法の教育」(*manabik adhikar o ain shiksha*) プログラムを始め、7つの法律の知識を広めようとした。ムスリム家族法¹³、ヒンドゥー家族法、ムスリム相続法、ヒンドゥー相続法、土地法、憲法、刑法。この7つの法律について28回の授業からなる研修を受けた。おかげで私はこれまでなかった知識を得た。何より、自分にどんな権利があるか初めてわかった。

[5] 長い間この仕事をした。(そのうちに私の心の中に、) 私にも同じような活動ができるはずだ(という気持ちが生まれた)。BRACが組合を作って問題に取り組むのであれば、私は近所の多くの問題を抱えている女性たちに働きかけられる。1999年に、ナリポッコが女性組織のリーダーたちのネットワーク、ドゥルバール(*durbar*は不屈の意)を作っていると聞いた。その時、私の組織(アノンド)はまだなかった。そう、私はこのネットワークに入って、法の知識にもとづいて女性に対する暴力(*nari shahingsata*)をなくし、女性をエンパワーする(*kshamatayan*)活動をしよう。私も女性組織を作ろう。女性のそばに寄り添う力となる組織を作ろう。

[6] 女性組織の登録をしようと、郡女性問題事務所に行った。ところが、色々と面倒なことを言われた上、不正(*durniti*)¹⁴に遭った。「人権のために仕事をしようとしているのに。あんた達のところでは登録しない。もういい。」と言って郡協同組合事務所(*Samabay Adhidaptar*)で登録した。こうして、私は女性組織を通して社会活動を開始した。

[7] ドゥルバールのメンバー(組織)としても登録を果たした。ナリポッコは、「北京プラス」会議¹⁵に参加する前に、女性子ども省に登録されている女性組織のリストを入手し、すべての女性組織に手紙を書き、そのうち250の女性組織を招待して準備会合を開いた。(1995年に)「私たちは北京(世界女性会議)で議論する材料を整理するために集まったが、この集まりの成果を続け、女性たちが自分たちの言葉で語り続けられるようにネットワークが必要だ」と認識された。そこから生まれたのがドゥルバールだ。現在は550の女性組織が加盟している。バングラデシュ国内の、女性をリーダーとする女性組織だけが加盟できる。

[8] ナリポッコは、私たち(地方女性組織のリーダーである女性)に多くの研修をした。女性に対する暴力、さまざまな技能、女性の地位向上、それから自分の身を守る術…。(その一環で、)私はコルカタ(インド)のセックスワーカー支援団体も訪問した。国内のほかの女性組織も訪れた。こうしてドゥルバールは小さな女性組織の能力を高めていった。そのうち、(成果を上げて)名が知られるようになった女性組織には、ナリポッコが活動経費を提供するようになった。

2-3. サピナとアノンドの活動

[9] (私たちが行っている)「政府行政モニタリング」(*Rastariya Karmakand Paribikshan*)プロジェクトでは、警察、病院、裁判所の仕事を近くで観察する。ある女性が暴力を受けたとする。彼女がまず行くべきところは病院だ。それから警察に訴えて裁判になる。この三つの場所は、政府の財政で運営されている。これらの行政活動が説明責任を果たし、まっとうなものであるか監視する。ドゥルバールを構成する女性組織のうち18組織がこのプロジェクトに参加し、マヌシェルジョンノ財団(*Manusher jonno Foundation*)が資金を提供している。2人のプロジェクト専属職員(男性)が、3郡(チョコリア郡、モヘシュカリ郡:*Moheshkhali Upazila*、コックスバザールショドル郡:*Cox's Bazar Sadar Upazila*)の警察、裁判所、病院で、暴力を受けた女性がどのような扱いを受けているか聞き取る。彼らが病院に行って、女性たちが受けるべき治療を受けているか見る。女性を警察にも連れて行く。

[10] (監視がないとどうなるかという)、女性がDV (*domestic violence*) に遭ったとする。警察に暴力を訴えると、賄賂 (*ghush*) を要求される。ところが、女性には(自由に使える)金がない。そのうちに夫が警察に賄賂を払う。そうすると、警察は夫の言いなりだ。警察や裁判所が不正をしているとわかれば、私たちは忠告し、ドゥルバールにも報告する。また、強姦やDVの証人は、なかなか見つけにくいものだが、私たちは暴力を受けた女性の隣人を訪ね、裁判の証人になるよう説得する。(被害女性が)裁判に余計なお金を使わなくて済むように。

[11] 私たちの組織には28人の手工芸や縫製の研修講師がいる。ミシンも3台ある。一度に32人ずつ縫製の研修をしている。今も2クラスが研修中だ。(暴力をなくすという)一方だけを見てはだめだ。女性のエンパワーメントを考えるなら多方面を見なければならない。まず経済的に自立しないといけない。そうでなければ、どんな活動もできない。だから手工芸や縫製の研修をしている。これをしなければ(暴力の被害を回復しても)成果がない。(縫製の)研修を受けると、月に最低でも1,200タカ¹⁶は家族にもたらせる。この収入のために女性の価値は家族の中で上がり、夫は暴力を振るわなくなる。子どもにも教育を授けることができる。私たちは女性グループを作り、毎週集会を開き、その都度5タカずつ積み立てるよう促す。

2-4 サピナ自身による活動の意義と位置づけ

[12] 私はこの活動をボランティアで行っている。アノンドの職員は無給のボランティアだ¹⁷。ただし、政府行政モニタリング・プロジェクトの専属職員2人分の給料、合わせて月1万5,000タカが、マヌシェルジョンノ財団から出されている。また、ナリポッコが私たちの経費を負担してくれるので活動を続けられる。そうでなければ続けられなかっただろう。活動のために私がリキシャで裁判所に出かけると、リキシャ代を経費として請求できる。私は労働を提供するが、夫から活動資金をもらわなくて済む。夫の考えでは、私の活動から利益が上がらなければならない。(そんな夫に、) どうやって私の活動経費を出してくれと頼めようか。

[13] 確かに、最初に夫が許可しなければ、私はこの道に入ることはできなかった。しかし、後で彼は私を妨害するようになった。私の技能がどんどん高まっているのを見て、それを受け入れられなかったのだ。彼は私を誤解するようになった。「お前は、男と一緒に歩いて身を持ち崩している。男と夜を過ごしたいのか。」などなど色々なことを言った。私は、支援して

いる女性たちと同じ状況に自分自身も遭い、多くの事を耐え忍ばねばならなかった。しかし、彼は今日に至るまで私を止められないでいる。「あなたが、どんなに妨害しようと、私の唯一の生きる糧は女性たち (*nari samaj*)、この女性組織 (アノンド) だ。あなたが出て行っても構わない。」と私が言ったとき、夫は悟った。もう私を元に戻せないのだと。それ以来、夫は頭を冷やした。今は私を理解しているように見えるが、心からではない。もう妨害はしないけど、「なんで出かけるのだ。何の利益になるのだ」と言う。つまり私の闘いの目的はわかっていない。私がしているのは一つの運動、女性の権利を守る運動。運動に必要なのは、自分の心から湧き出る意思、誠実さ、愛情だ。運動はお金のためにするものではない。夫にはそれがわからない。

[14] 私は、支援する女性からお金を取ったことはないし、一緒にリキシャに乗るときに女性から1タカさえ受け取ったことはない。もし私が「拝金症」(*artha log*) にかかったら、運動を続けられなくなる。もし社会が私をお金で買うことになれば、私は商品になってしまう。理想と目的をきちんと保っていないといけぬ。そうでなければ、こんなに難しい社会で闘っていくことはできない。ちっぽけな女性組織なのだから。

[15] NGOは女性を家庭の外に導き出そうとしている。原理主義者 (*maulabadi*) たちはそれをよく思わない。もし今日何かきっかけをつかんだら、明日には追放しようと待ち構えている。タスリマ・ナスリンを追放したように。私たちのすぐ後ろにも原理主義者の大物がいる¹⁸。だから私たちはとても注意して活動しないとイケない。

[16] BNPの時代¹⁹、地元の政治家たちと私の間に争いが起きた。ある強姦事件をめぐって。加害者は7万タカという大金を使い、政治家や社会のリーダーたちを買収してしまった。犯人は金持ちだった。その裁判が行われようとしていたある夜、私の家は男たちに取り囲まれた。彼らが私に言うには、「この一件から身を引け。そうでなければ、おまえの家族が焼け死ぬことになるぞ」。私は言ってやった。「今すぐ火をつけなさい。何をぐずぐずしているの。私はここから動かない。」自分でも説明できない強さがそのとき私にあった。結局、彼らは火をつけられなかった。だから私が通りを行くと、集会を開いたりデモ行進をしたりすると、彼らは顔をそむける。(事件の) 次の日、私は警察に電話して事件を届け出た。コックスバザール県のSP (県警察の長) にも電話したら、彼はこの件を注意して取り扱うよう命令を出した。こうして裁判に勝った。しかし、(被害者の) 少女はまだ結婚していない。事件から3年経った。

[17] 私は社会のために活動し、報酬は要求しない。私は社会の害になることはしていない。そうすると社会が私に害を加えるだろうか、私を助けないことがあるだろうか。これまで少なくとも5,000人の女性に法支援をしてきた。彼女たちは、誰かの母であり、姉妹であり、娘だ。

3. サビナが見た女性に対する暴力と「女性のための」開発事業 (サビナの語り)

本節では、まず、サビナとアノンドが支援する女性たちが受けた暴力について、またなぜ暴力が起こるのかについて、前節同様にサビナの一人称による語りによって紹介したい。

3-1. 女性に対する暴力

[18] (私が支援している裁判で) 一番多いのは、嘘の結婚約束 (*pratarana*)、それから持参

金 (*joutuk*) 強要、強姦、誘拐、酸攻撃、性的いやがらせ (*jouno hairani*)、この順番だ。コックスバザールの裁判所²⁰に行くと、(一日に) 60-70人の女性を見かける。

[19] 女性に結婚の約束した上で関係を持ち、その後男性が結婚しないで逃げてしまう。これが一番多い。女性に嘘の約束をして性的な関係を持ったら、刑法493条で男性が罰せられる。女性が未婚のまま妊娠・出産することは、社会で許されることではなく、父母は娘を許さず家から追い出してしまうこともある。子どもが生まれてから、(ある男性が) 子どもの父親だと証明するDNAテストもあるが、それができる場所はダカだけで、3万タカの費用がいる。そんな大金 (を払える女性がどれだけいるだろうか)。ついこの前あった裁判では、(ユニオン評議会の) 議長が (ある男性が父親ではないと) 嘘の証言を裁判所に出した。

[20] その次に多いのが、持参金の強要による身体的暴力だ。結婚のときに持参金の一部を渡さずにおいて後で払うことが多いが、それを催促しようとして、また元々持参金の額に夫側が満足していないとき、妻に暴力を振るう。それでも妻の実家が持参金を払わなければ、「もう結婚し続けることはできない」 (*Sangsar hobe na*) といって妻を実家に送り返す。

3-2. 小規模金融への不満

[21] 私は小規模金融には、まったく満足していない。25年間、社会の末端で (*mate ghat rastay*) 女性の状況を見てきた経験から言えることは、こうだ。多くの資金が女性のエンパワーメント (*kshamatayan*) のためと称して提供されている。しかし女性たち (自身) は資金を活用できない。女性はお金を借りて、夫の手に渡してしまう。今日はあるNGOから、昨日はBRAC、一昨日はASA、その前はプロシカ、そのまた前はグラミン銀行からという具合に借り、5,000、8,000、1万、2万、4万タカになった (としよう)。夫はお金を全部持って女性を捨て別の結婚をした。女性には、借金と子どもと生活していくための支出だけを残して。なぜ夫は去って行ったのか。大金を手にしてしまったせいだ。ある男性に妻が二人あったとする。二人の妻が別々のNGOからお金を借りてくる。なあんだ、簡単じゃないか (となる)。

[22] 私の手元に現在、小規模金融の関連で女性が暴力を受けた裁判が15件ほど進行中だ。ある女性は、一旦借金を返済し終わり、もう借りないことにした。そうすると彼女が毎週少しずつ積み立てていた貯金が払い戻される。そのような (楽しみな) 時期になって、NGOは彼女の名義で他の女性に貸そうとした。女性は名義貸しを断った。するとNGOのマネジャーにひどく罵られた。名義を借りるはずだった女性の方は、夫に殴られて大怪我をし、病院に運ばれた。なんでお前は金を借りてこなかったのかと責められて。

[23] もう一つ話をしよう。ある女性が今日はプロシカ、明日は別のNGO... とお金を借りて、とうとう4万5,000タカ借りた。子ども3人を残して、(お金を持って) 夫は逃げてしまった。その女性は郡女性問題事務所に駆け込んだ。このことが郡のNGO連絡会の会議で話題になった。(その場にいた) 郡行政官が彼女のローン記録を見て言うには、「この女性には返済能力がない。どこから金を工面して返済できるというのか。」この女性は、お金を貸したNGOに返済免除を頼みこむことになった。郡行政官はNGOに対し、(すでにお金を借りている女性に) 重複して融資しないよう勧告した。6か月前の話だが、現在に至るまで実行に移されていない。

[24] もう一つ。私の近所のアイシャ (匿名) は、娘にコックスバザールの町の美容院に住み込みで見習いをさせ、仕事を覚えさせよう考えた。ところがアイシャの夫はこれが気に入ら

ず、「俺の娘がなんで美容院にいるのだ。連れ戻せ。」と言う。アイシャは泣きながら私に相談し、私は彼女と美容院に行って事情を話し、娘を連れ帰った。帰ってきたら、アイシャの夫がBRACのスタッフの頭をナタで殴って大怪我をさせ、大騒ぎになっていた。(アイシャが留守で)返済ができず、言い争いになったのだという。BRACは夫妻に対して訴訟を起こしたが、アイシャの夫は4人の子と妻を捨て、逃げてしまった。夫は(遠く離れた)マイメンシン県(Maymengshing Zila)の人だ。アイシャは路上で物乞いをするようになった。それでもBRACは彼女を責め続け、家財を没収した。私はBRACの支部マネジャー、今日(「女性の日」の行事で)見かけたと思うけど、彼に抗議した。彼は法律に従って裁判を起こしただけだと言った。

[25] まだ(話は)ある。(郡内)コイヤルビル村(Koyerbil gram)のこと。250タカの(返済ができなかった)ために裁判が起こされた。借り手女性の夫は、(債務者である)妻を拘置所に連れて行かねばならなかった。何人かの新聞記者がこれを記事に書いた。それがフォクルディン²¹の目に触れた。彼は、政府のお金から250タカを肩代わりし、女性を釈放した。新聞や雑誌がこぞって記事にし、多くの人が寄稿して大変な騒ぎだった。(遠く離れたダカにいる)選挙管理内閣にさっさとできたことが、なぜ(地元の)NGOにできないのかと。同じような、400タカだったか額は忘れたけど、そんな金額のための裁判が他にもあった。

[26] これが小規模金融が起こした問題だ。小規模金融を借りているすべてのグループに、村に、家庭に、このような問題がある。小規模金融のせいで女性に対する暴力は増えている。早婚も、持参金も増えている。昔は持参金などなかった²²。小規模金融が持参金を増やしている。なぜなら村人の手に現金を簡単に与えるから。あのNGOから(金を)借りて娘を嫁にやろう。3日後には別のNGOから借りて返済しよう。これがバングラデシュで起こっている本当の事だ。すべての事例について裁判所に記録が残っている(から本当のことだと証明できる)。けれどもこれらの問題の根本的な解決策は何も取られていない。

3-3. 暴力の構造

[27] そもそも女性に対する暴力には(なぜ起こるかという)理由がある。それは、男性が生産し、女は消費するというしくみだ。彼女は他者に依存した存在だ。この構造から解放されるためには、女性は生産者とならねばならない。「女性の日」のスローガンは、「女性と子どもに投資しよう」だった。投資とは何か。男の子が生まれたら、父親は仕立てでも耕作でもとにかく一つは技能を覚えさせる。しかし、娘はただ結婚させるために、婿の家に与えるために育てると父母は考える。娘はどうせ嫁ぐ。婿の家のためになぜ投資しなければならないかと。息子は将来稼いで私たちを養ってくれる。だったら儲かる方に投資しよう。なんという違い、なんという社会のしきたりだろう。これこそジェンダー(gender)の問題だ。社会が女の子をただ結婚させるために育てさせる。私の田舎に、「娘はどんなに高い教育を受けようと、料理をするために生まれてきた」という物言いがある。娘の仕事は料理することで、それ以上何もできない(ということだ)。娘たちも成長するにつれ、自分は嫁ぎ先の人間になると理解する。自分は嫁ぎ先で夫を満足させねばならない、受け入れられねばならないと考える。特に父親が持参金を用意できない(貧しい家庭の)娘は、もし自分が結婚相手を納得させて持参金などいらないと言わせることができるなら、相手の言うことは何でも聞こうと一生懸命だ。結婚の約束をしておいて、妊娠した女性を男性が簡単に捨てる事件が多いのは、この理由による。

4. サビナの語りを見る女性に対する暴力とGAD言説

本稿の第一の目的は、サビナの語りを一次資料として提示することである。ここではサビナの語りの顕著な特色を指摘し、そこからGADの展開と女性に対する暴力に関して今後検討が必要となる課題を導き出す。

4-1. 小規模金融、GADと女性に対する暴力について

サビナの語りの中で、女性に対する暴力に関してもっとも詳細に解説されたのは、小規模金融に関連した暴力である [21~25]。この部分の語りは、筆者が1回目のインタビューの際にアノンドの活動内容を確認する意図で「小規模金融はしていないのですか」と質問したことに対するサビナの返答である。したがって、筆者が小規模金融と女性に対する暴力を当初から結びつけて発問した結果の語りではない。サビナは、女性に対する暴力の分類において小規模金融に関連した暴力という区分を示していない [18] ので、他の種類の暴力よりは少ないのだろう。それにしても、筆者の何気ない質問に対して、なぜサビナはこのような詳細な口述を行ったのだろうか。

サビナの語りのこの部分を通して、村落の日常生活レベルへのGADの展開の一端をうかがい知ることができる。サビナ自身が、1984年から1999年までNGO開発ワーカーとして、それ以降は女性組織のリーダーとしてGADの展開と変遷の渦中にいた存在である [3~8]。サビナが、カリタスやBRACのワーカーとして農村女性のための活動を始めた1980年代前半、小規模金融はまだ現在ほど浸透していなかったため、家族計画や貧困女性の雇用創出のための公共事業などを除けば、サビナが担っていたような女性組合育成や人権について考える教育活動が女性対象の開発事業の中心だった。チョコリア郡周辺で小規模金融が本格的に展開されるのは1990年代以降であり、重複融資の問題が見られるようになるのは2000年代だと推測される。サビナの語りを一時離れ、筆者の調査対象地区であったチョコリア郡Dユニオンの例で示そう。初めて小規模金融が導入されたのは1987年で、11ある集落の3つで活動が行われただけであった。2つ目の小規模金融機関は1990年に活動を開始したが、それでもすべての集落に小規模金融が行き渡ったわけではなかった。その後1996年、2000年、2003年、2006年と別団体が参入し、2008年現在6団体が活動中であった²³。2008年現在、全集落で複数の小規模金融組織が活動し、集落あたり平均活動団体数は4に上った。個人の借り手のレベルでも重複して複数の団体から借りることは当たり前の状況であった。これら小規模金融機関にはグラミン銀行のように参入当初から小規模金融に特化して女性たちを組織化した団体もあるが、中には当初は女性たちが毎週集ってこつこつと小額の貯蓄をしながら畜産や農業の生産技能を高めつつ、結婚や相続の権利について学ぶために結成した組合が小規模金融のための組織へと変えられた事例も多く見られたのである。

今日「女性のエンパワーメントのため」と称して村落に持ち込まれる資金の圧倒的な部分を小規模金融が占めているとサビナは主張する。そして、地道に気長に女性の生産技能と権利意識の向上に努めてきた女性組合の活動が、「女性たち自身が活用できない」大金を「村人の手に…簡単に与える」小規模金融グループに取って代わられたことへの苛立ちを露にする [21、

26]。サビナは小規模金融が関連した女性に対する暴力の具体的な事例 [22~25] を多く示すことで、末端におけるGADの展開が小規模金融一辺倒になった弊害が他にもない女性たちにしわ寄せされていると主張する。

ノーベル平和賞の栄を受けたグラミン銀行に言及するまでもなく、小規模金融が貧困緩和にもたらした功績は疑うべくもない。一方、小規模金融が女性に対する暴力を減らしたかに関して、これまでいくつかの実証研究が行われてきた。その結果は、調査によって正反対の結論が共存している。Rahman (1999) は、借り手女性へのインタビューと参与観察に基づく人類学的な調査を行い、次のような結論を得た。小規模金融を借りるようになってから夫の暴力が減った女性は18%に過ぎず、57%が言葉の暴力（罵り、侮辱など）と心理的暴力が増え、13%がこれらに加えて身体的暴力も増えたと訴えた。夫が、女性が借りたお金を（返済の意図なく）取り上げるのを止めようとして、つまり女性がジェンダー規範に挑んで（男性が決めた用途に異を唱え）暴力を振るわれる事例が多いという。Rahmanは、実際には小規模金融の9割を借り手女性ではなく夫や息子など男性が活用していること²⁴や、小規模金融の返済を別の機関から借りた小規模金融で返済するローン・リサイクリングの一般化にも触れている。そして、多重債務、厳しい返済規則、女性が目論見通りにお金が借りられないときの夫の怒りなどのため、小規模金融は家庭内に緊張と暴力をもたらしており、これは新しい型の女性支配であると警鐘を鳴らす。Schuler *et al* (1996) は、重回帰分析を用いた統計学的手法により、小規模金融へのアクセスが女性に対する暴力を減らすとし、その要因は家庭外に社会的な関係性が生み出されることによって、暴力を受けている女性が支援されやすい環境ができるからだ結論する。しかしながら、Schuler *et al* (1998) は、別の人類学的調査資料を用い、小規模金融機関が女性に対する暴力に積極的に取り組むことは少ないとも指摘する。借り手女性が暴力に遭っていると知っても、その後の活動がしにくくなることを恐れて介入しないのだという。Rahman (1999) やSchuler *et al* (1998) の調査結果は、サビナの語りとは矛盾しない。

これら小規模金融と女性に対する暴力に関する調査資料は、そのすべてが1990年代の前半に収集されている。その後、このテーマは小規模金融と女性のエンパワーメントの関連性を理解するより包括的な研究課題に包摂されたため、このテーマを正面から取り上げた研究は、管見の限りみられない。1990年代と比較して小規模金融機関の数も融資額も格段に増えた。民間の小規模金融の活動メンバー（全員が同時期に借り手であるとは限らない）の合計数は2,580万人に達し、うち2,170万人（84.1%）が女性である。累積融資額は8,614億タカに上る（2009年6月現在）（Ministry of Finance 2009: 204）。サビナの語りから、筆者は、Rahmanの警鐘が現実となりつつあるのではないかという懸念を感じる。小規模金融が貧困削減に不可欠なものであるなら、なお更、小規模金融のメカニズムが女性に対する暴力を増減させる要因を改めて解明する調査が必要である。

4-2. 女性の暴力：対策のための戦略の選択

サビナによる女性に対する暴力をなくす取り組みは、次の3点からなる [9~11]。1) 既存の法と制度を女性にとって公正に機能させること、2) 農村出身の貧しい男女、特に女性に法律上の権利を理解する機会を提供すること、3) 女性の生産技能の向上を通して経済的自立を促すことである。サビナ自身、BRACの職員として研修を受けて初めて自らの権利やその保障を

履行すべき国家行政の機能を知ったのであった [4]。

貧しく学歴も低い人々にとって、警察や司法を含む行政は近寄りたく恐ろしいものである。1節で示したとおり、バングラデシュでは、開発事業に関与する公務員やNGO職員は、高学歴であり、階層的出自も高い。警察や役場では、貧しく学歴が低い利用者に対して露骨な差別感が表されることが珍しくない。賄賂を要求され、読み書きできないことや事務手続きがわからないことで屈辱的な経験をしがちである。また、暴力を受けた女性は、裁判の過程でさらに傷つけられ二次被害に苦しむことも多い。サビナ自身が行政サービスを利用しようとして、あるうことか、郡女性問題事務所の職員から「不正」な扱いを受けたのであった [6]。サビナは女性のエンパワーメントを目指しているはずのNGOが、自らが提供した事業にかかわった結果窮地に陥った貧しい女性を、彼女に司法手続きの知識などないことを知っていながら、平気で裁判に訴えることの矛盾を鋭く糾弾する [24]。このような行為をする者こそ、サビナにとっては「原理主義の大物」なのである [15]。

サビナは、既存の法の運用、警察・司法手続きまたは日常の行政手続における不正や、権力者層による不当な介入には毅然と立ち向かう [16、17] が、既存の法の中身や国家制度の仕組みそのものには積極的に疑問を表明しない。例えば、主要女性団体は、宗教別の慣習に基づいた家族法・相続法を廃止して統一民法を作ることを主張するが、サビナからはそのような革新的な意見は聞かれない。

またサビナは、バングラデシュの農村社会に根づくインフォーマルな秩序維持制度、つまり仲裁 (*mimansha*) や村裁判 (*salish*) についてあまり触れなかった。農村社会にみられる伝統的な秩序維持機能は強固で、殺人事件でさえも警察や司法が村落社会に介入することは少ない。女性への暴力や性規範に触れる事件がまず裁かれるのも、このインフォーマルな機能によってである。この機能は、地域社会のリーダーであるマトッボル (*matabbar*、またはショルダール *shardar*) やユニオン評議会議長など地域の政治家、つまり地域的・慣習的な社会ジェンダー秩序や権力構造を色濃く反映した地域の権力者層—例外なく男性—に担われている (Bertocci 2000)。村裁判には女性は参加できないし、強姦や性的いやがらせは、勇気を振り絞って訴えたところで、男性の視点で裁かれがちであり、被害者である女性がかえって罰せられることも多い。そのため、バングラデシュの農村研究や農村開発において、仲裁や村裁判は女性を抑圧する手段の一つとみなされてきた。

ところが、近年のガバナンス・民主化重視の傾向によって、マトッボルや地域の政治家の位置づけは大きく変わった。彼らを女性に対する暴力をなくす取り組みに積極的に迎え入れ、研修などを通じてユニオン・レベルの裁判や村裁判の近代化を図ることが目指されている。先に紹介したWe Canは地域の権力者層を女性に対する暴力をなくす変革の主体とみなす試みの一つである。いわば、地域の権力者層は復権されたのである。調査対象地区であったチョコリア郡Dユニオンでも、あるNGOが女性に対する暴力をなくすために結成した住民女性組織の顧問として、ユニオン評議会議員やマトッボルが関与している。しかし、女性に対する暴力をなくす取り組みに地域の権力者層を巻き込むことにはメリットと共にデメリットが見られる²⁵。

サビナは地域の権力者を積極的に攻撃したりはしないが、彼らが担うインフォーマルな制度の改善には期待せず、彼らに働きかけようとはしない。地域権力者層との間の深刻な摩擦 [16] や介入 [19] を経験してきたサビナにとって、地域の権力者層を女性に対する暴力をなくす運動の主体やパートナーと捉えることなど、とてもできないことだろう。サビナの語りは、

末端の農村レベルで女性に対する暴力をなくす取り組みとして、地域ぐるみの活動—地域の権力者層や時には宗教的リーダーさえも排除しないという意味で—が主流となりつつある今日、その限界をよく検討する必要性を示唆している。

5. おわりに

本稿では、バングラデシュ、コックスバザール県で暴力を受けた女性が法にアクセスするのに支援する女性運動家サビナの語りを紹介した。小規模金融関連の暴力が一定数あることなど、これまで女性に対する暴力においてあまり指摘されてこなかった新たな事実がわかった。また、サビナの語りを基に、末端の農村社会におけるGADの展開と女性に対する暴力の関係性について二つの観点から考察した。それらは、農村の貧困女性の組織化を通じた女性支援はどの方向へ向かうべきなのか、女性に対する暴力をなくす取り組みの中核的主体をどこに求めるのか、という二点である。

バングラデシュ農村における女性に対する暴力の実態と構造について、これまで注目されることが少なかった、比較的低学歴で出身階層も低い女性運動家の語りを通して新たな視点から論じてきた。筆者がここで強調したいことは、バングラデシュの各地域にサビナのような女性運動家がどんどん生まれているということである。「エンパワーメント」や「女性に対する暴力」から解放される方法について語れる「普通の」人々が各地域に生まれつつあること自体、グローバル化の進展の反映であるともいえよう。彼女たちが、何を語るのか、どのように語るのか、開発の主流であるNGO職員や公務員とは異なる立場からの声に耳を傾ける必要がある。

注釈

- 1 個人情報保護の観点から匿名である。本稿では、断りのない限り、固有名詞は実名である。
- 2 1990年代以降、開発援助をめぐる議論の中で、開発事業が生産者として専ら男性を対象とし、ジェンダーの視点を欠いてきたという批判から提唱された援助アプローチ。先立って提唱された「開発と女性」(Women in Development)は、女性を開発の受益者と捉え、女性の開発への参加を効率の観点から論じがちであるが、GADは開発過程において女性を男性や社会との関係において捉え、主体としての女性と女性のエンパワーメントを重視する。
- 3 例えば、Women for Women ed., 1979, *The Situation of Women in Bangladesh*. Dhaka: Women for Women; Cain, M. et al., 1979, *Class, Patriarchy and the Structure of Women's Work in Bangladesh*, *Population and Development Review* 5(3): 405-38; カビール、ロキア・ラーマン (大岩豊訳)、2000、『7人の女の物語：バングラデシュの農村から』、SHARE＝国際保険協力市民の会、連合出版。
(原著：Kabeer, R.R., 1996, *Seven Women: Sketches from Village Life in Bangladesh*, Dhaka: Saptagram Nari Swanirvar Parishad.); McCarthy F., & S. Feldman, 1984, *Rural Women and Development in Bangladesh. Selected Issues*. Oslo: NORADなどを参照。
- 4 本稿では、NGOとは政府NGO局 (NGO Affairs Bureau) に登録された団体を指す。バングラデシュでは、海外から直接資金援助を受ける団体はNGO局に登録する必要がある。また、NGO局以外の省庁の管轄で活動する各種組織を本稿では住民組織、女性組織などと表す。実態としては両者の境界は明確ではない。2010年現在、NGO局に2,535団体が登録され、その9割以上にあたる2,305団体が地元バングラデシュのNGO (本稿でいう国内NGO) である (Bangladesh NGO Affairs Bureau, 2010, *Flow of Foreign Grant Fund through NGO Affairs Bureau : at a Glance Since inception and upto June, 2010*, Government of Bangladesh, <http://www.ngoab.gov.bd/Files/statistics.pdf>, 2010年7月25

日最終閲覧)。2004年現在、社会福祉省には4万5,000組織が登録されていた (World Bank. 2005. *The Economics and Governance of Non-governmental Organizations (NGOs) in Bangladesh*. Dhaka: World Bank. pp.11-15)。

- 5 Oxfamの支援により、バングラデシュを含む南アジア6カ国で行われているキャンペーン活動。合計2,400のNGO・住民組織が、学生、教員、医師、法律家、ビジネスマン、政策策定者、宗教者や農村一般住民に働きかけ、身近な暴力をとめる変革の主体として育成する。(We CanキャンペーンHP、<http://www.wecanendvaw.org/>、2010年9月17日最終閲覧)
- 6 硫酸などの液体を顔に投げつける暴力。失明、ケロイドなどの深刻な後遺症を残す。2009年の犠牲者数は147人。(Acid Survivors Foundation HP、<http://www.acidsurvivors.org/>、2010年9月17日最終閲覧)
- 7 フォトワ (*fatwa*) は、イスラム法学に基づく解釈を布告したもの。少数の権威ある法学官が、ある行為が宗教的に妥当か解釈する。バングラデシュの「フォトワ」事件は、本来その立場にない多数の人々が、独自の解釈で「フォトワ」を出し、法解釈にすぎないものに刑罰の機能を持たせたために生じた。フォトワを苦しめた女性の自殺が続いたため社会問題となり、最高裁判所は2001年にすべての「フォトワ」を違法とした。件数は年間20-40件と、その他の暴力事件と比べて多くはないが、社会に大きな影響を与えた。詳しくは、高田峰夫、2006、『バングラデシュ民衆社会のイスラム意識の変動』明石書店の12～14章を参照のこと。
- 8 国際女性の日。バングラデシュではさまざまな場所で記念行事が行われる。
- 9 郡の行政の長。国家公務員 (Bangladesh Civil Service) の行政職。その任務は、郡議会議長の補佐として政策や郡議会の決議の執行、郡の行政・開発事業一般の監督など多岐にわたる。
- 10 サビナが最終的に何年生まで就学したか言明されなかった。1960年代に小作と日雇い労働で生計を立てる世帯の娘が学校に通ったこと自体、例外的である。チョコリア郡の識字率 (7歳以上人口) は、人口センサスによると、2001年に32.0% (男性35.1%、女性28.8%) と、全国平均の45.3% (男性49.6%、女性40.8%) よりかなり低く、1981年には15.1% (男性20.8%、女性8.9%) に過ぎなかった (BBS, 2006, *Population Census 2001, Community Series, Zila Cox's Bazar*, BBS, p.12, Table1.5; BBS, 2007, *2006 Statistical Yearbook of Bangladesh*, BBS, p.552, Table12.39)。1960年代、識字率はさらに低かったと予想される。
- 11 当時の農村の規範では、娘が初潮を迎えるとすぐ結婚させるのが父親の義務だった。サビナのように13, 14歳の女性が40歳の男性に嫁ぐことも珍しくはなかった。
- 12 末端の地方行政単位ユニオンに設置されたユニオン評議会 (*Union Parishad*) の議員を指す。住民の直接選挙で選ばれる。議員の大半は、地域の有力な家系の出身である。
- 13 バングラデシュでは、統一民法は存在せず、各宗教コミュニティ別の成文法が存在する。
- 14 *durniti*は、役人や権力者が横領したり、汚職や身内鼻肩によって物事を進めること。
- 15 1995年に行われた第4回世界女性会議 (北京会議) で採択された男女平等推進のための行動要綱をレビューするために2000年に行われた国連主催の国際会議。
- 16 参考に紹介すると、ダカの縫製工場のヘルパー工の初任月給は、2,000～2,500タカである。
- 17 地域NGOや住民組織は、資金源が異なる開発事業を複数請け負うことにより、人件費を含めた経費を賄うことが多い。アノンドは、チッタゴン丘陵区の少数民族女性に対する暴力に関する事業も国連機関から請け負っているが、組織の財務については明確にされなかった。
- 18 私たちのすぐ後ろにいる人々とは、「女性の日」の行事の後、国際下痢症研究所内に集っていた行政関係者や開発関係者の集団を指す。
- 19 現最大野党BNP (Bangladesh Nationalist Party) が政権にあった2001～06年を指す。
- 20 県庁所在地に設けられ、女性や子どもへの暴力関連の裁判を担当する「女性児童虐待抑制特別法廷」 (*Nari O Shishu Nirjatan Daman Bishesh Adalat*) を指す。
- 21 2007年に発足した選挙管理内閣の首班フォクルディン・アハメドを指す。
- 22 もちろん、この変化は小規模金融の隆盛だけに起因するものではない。従来、イスラムの間では、婚姻に際して婚資 (*den mohor*) を送るのが一般的で、持参金 (*joutuk*) の習慣がない地域もあった。
- 23 Dユニオンには、小規模金融以外にも食の安全保障 (貧困層への所得移転、農業技術普及、ジェン

- ダー格差の解消)、地域防災、栄養改善などを目的として活動するNGOが展開する。
- 24 Ministry of Finance (2009:204) の報告では、使途は以下のとおり。小商い (39.6%)、農業 (13.1%)、畜産 (11.2%) 運輸 (3.8%)、漁業 (3.6%) など。しかし、Rahman (1999:74) によると、融資の78%が報告された以外の用途に使われているという。
- 25 例えば、We Canが実施されている村(北西部の県)で、ある女性が夫の暴力によって殺され遺体が川に捨てられた。マトッボルは、警察の介入を嫌い、加害者である夫を警察に引き渡せば彼の家族が路頭に迷うと懸念し、村人に「死んでしまった以上どうにもできない。女は頭がおかしくなって入水自殺したのだ」と言い、それが「事実」となった。警察の介入も養うべき人が地域に増えることも村人の利益ではない。We Canを実施するNGOは、地域の人々のこの決定に対し何もできなかったのである。

引用文献

- Ahmed, M. Kapil, 2004, Violent Deaths among Women of Reproductive Age in Rural Bangladesh, *Social Science & Medicine* 59:311-319.
- Ministry of Finance, Government of Bangladesh, 2009, *Bangladesh Economic Review 2009*, (<http://www.mof.gov.bd/en/budget/er/2009/c13.pdf>, 2010年9月26日最終閲覧)
- BBS (Bangladesh Bureau of Statistics), 2009, *Gender Statistics of Bangladesh, 2008*, BBS.
- BBS (Bangladesh Bureau of Statistics), 2003, *Population Census 2001: National Report*, BBS.
- Bertocci, P. 2000, 'Islam and the Social Construction of the Bangladesh Countryside', *Understanding the Bengal Muslims: Interpretative Essays*, Rafiuddin Ahmed ed., pp. 71-85. Dhaka: University Press.
- Goetz, Anne Marie, 2001, *Women Development Workers: Implementing Rural Credit Programs in Bangladesh*, Sage Publications.
- Hossain, Shahanara, 2004, Women's Network and Social Change in Bangladesh, Purkayastha B. & M. Subramaniam eds., *The Power of Women's Informal Network: Lessons in Social Change from South Asia and West Africa*, pp. 47-60. Lexington Press: Oxford.
- Jahan, Rounaq, 1995, *The Elusive Agenda: Mainstreaming Women in Development*, UPL: Dhaka.
- Kabeer, Naila & Lopita Huq, 2010, The Power of Relationships: Love and Solidarity in a Landless Women's Organisation in Rural Bangladesh, *IDS Bulletin* 41(2):79-87.
- Naved, Ruchira Tabassum et al, 2006, Physical Violence by Husbands: Magnitude, Disclosure and Help-seeking behavior of Women in Bangladesh, *Social Science & Medicine* 62:2917-2929.
- Schuler, Sidney Ruth et al, 1998, Men's Violence against Women in Rural Bangladesh: Undermined or Exacerbated by Microcredit Programmes? *Development in Practice* 8(2):148-157.
- Schuler, Sidney Ruth et al, 1996, Credit programs, Patriarchy and Men's Violence against Women in Rural Bangladesh, *Social Science and Medicine*, 43(12):1729-1742.
- Rahman, Aminur, 1999, Micro-credit Initiatives for Equitable and Sustainable Development: Who Pays?, *World Development* 27(1):67-82.